

○役員等の待遇に関する規則

昭和47年10月1日

規則第4号

(目的)

第1条 この規則は、学校法人神奈川大学（以下「本法人」という。）の役員及び評議員の報酬等について定める。

(定義等)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤とは、本法人の職員又は本法人の日常業務を担う者をいう。
- (3) 非常勤とは、常勤以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬、手当その他の役員及び評議員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益をいう。
- (5) 費用とは、役員及び評議員としての職務執行に伴い生ずる旅費（交通費、宿泊費等）、手数料等の経費をいう。

(報酬等)

第3条 役員等の報酬は、次のとおりとする。

- (1) 理事長 教育職員の俸給の最高額に400,000円を加えた額を支給する。ただし、理事長が職員を兼ねる場合の役員報酬は400,000円、職員としての俸給は教育職員の俸給の最高額とする。
- (2) 副理事長 教育職員の俸給の最高額に320,000円を加えた額を支給する。ただし、副理事長が職員を兼ねる場合の役員報酬は320,000円、職員としての俸給は教育職員の俸給の最高額とする。
- (3) 常務理事 教育職員の俸給の最高額に240,000円を加えた額を支給する。ただし、常務理事が職員を兼ねる場合の役員報酬は240,000円、職員としての俸給は教育職員の俸給の最高額とする。
- (4) 理事（常勤） 月額120,000円を支給する。
- (5) 理事（非常勤） 月額160,000円を支給する。ただし、理事長の依頼により、理事会開催日以外の日に理事会以外の会議等に理事として出席した場合、1日あたり20,000円を加算する。

- (6) 監事（常勤） 教育職員の俸給の最高額に月額120,000円を加えた額を支給する。
- (7) 監事（非常勤） 月額160,000円を支給する。ただし、理事長の依頼により、理事会開催日以外の日には理事会以外の会議等に監事として出席した場合、1日あたり20,000円を加算する。
- (8) 評議員（非常勤） 評議員会出席につき1日あたり20,000円を支給する。ただし、評議員会議長には1日あたり10,000円を、副議長には1日あたり5,000円を加算する。また、理事長の依頼により、評議員会開催日以外の日には評議員会以外の会議等に評議員として出席した場合、1日あたり20,000円を支給する。

（学長が理事を兼ねる場合の報酬）

第4条 学長が理事を兼ねる場合の役員報酬は前条第4号の規定にかかわらず200,000円とし、職員としての俸給は給与規程第8条第3項による。

（学長が理事長を兼ねる場合の報酬）

第5条 学長が理事長を兼ねる場合の役員報酬は前条にかかわらず400,000円とし、職員としての俸給は給与規程第8条第3項による。

（報酬の支払）

第6条 報酬の支払については、給与規程第3条から第5条までの規定を準用する。

（役員と職員との関係）

第7条 在職中の職員が理事長、副理事長又は常務理事となったときは、職員としての地位は継続する。

（賞与）

第8条 役員には賞与を支給する。

- 2 賞与の支給については、給与規程第4章賞与の規定を準用する。

（費用）

第9条 役員が業務のため出張する時は、学校法人神奈川大学旅費規程を準用する。

- 2 理事（非常勤）、監事（非常勤）及び評議員（非常勤）が理事会又は評議員会に出席する際の交通費は支給しない。
- 3 前項の規定にかかわらず、新幹線、特別急行列車及び航空機を利用する場合、当該利用区間の交通費に限り、学校法人神奈川大学旅費支給計算基準の例により、その実費を支給する。

（退職金）

第10条 役員が退任したときは、その任期ごとに清算して退職金を支給する。ただし、職

員の場合は、職員の地位を退いたときにこれを支給する。

- 2 退職金の支給については、退職金規程を準用する。
- 3 学校法人神奈川大学寄附行為第11条の規定により役員を解任された場合又は神奈川大学学長辞任請求規程に基づき辞任した学長が理事である場合は、理事会の決議により役員としての退職金を支給しない。
- 4 退職した役員に、その在任期間中の行為について学校法人神奈川大学寄附行為第11条に該当する事実があったときは、理事会の決議によりその退職時に支給した役員としての退職金の全額又は一部を返還させることができる。

(弔慰金)

第11条 弔慰金については、別に定める弔慰金規程による。

第12条 この規則の改正は、理事会及び評議員会の議決を経て、これを行う。

附 則

この規則は、昭和47年10月1日から施行する。

附 則 (昭和49年10月28日規則第6号)

この規則は、昭和49年10月28日から施行する。

附 則 (昭和50年10月27日規則第10号)

この規則は、昭和50年10月27日から施行し、昭和50年10月1日から適用する。

附 則 (昭和51年4月27日規則第11号)

この規則は、昭和51年4月27日から施行し、昭和51年4月1日から適用する。

附 則 (昭和53年8月8日規則第21号)

この規則は、昭和53年9月1日から施行する。

附 則 (昭和57年3月15日規則第28号)

この規則は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則 (平成2年12月10日規則第40号)

この規則は、平成3年1月1日から施行する。ただし、第2条第2号の改正規定は、学校法人神奈川大学寄附行為変更認可の日から施行する。

附 則 (平成8年3月5日規則第48号)

- 1 この規則は、平成8年3月5日から施行し、平成8年2月1日から適用する。

附 則 (平成8年3月30日規則第49号)

この規則は、平成8年3月30日から施行する。

附 則 (平成8年8月7日規則第51号)

この規則は、平成8年8月7日から施行する。

附 則（平成9年3月22日規則第53号）

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成11年2月9日規則第57号）

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成16年9月21日規則第69号）

この規則は、平成16年9月21日から施行する。

附 則（平成19年4月13日規則第76号）

この規則は、平成19年4月13日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則（平成23年2月24日規則第84号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成30年2月22日規程第1138号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和元年12月12日規則第97号）

この規則は、令和元年12月12日から施行する。

附 則（令和3年3月11日規則第101号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和6年5月30日規則第110号）

この規則は、令和6年5月30日から施行する。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。